

部落事業

シルバー人材の活用を

請負契約は難しい



もり はるし 議員

を部落が負担をする」という方法で申請が認められないか。それと40万円前後の軽微なものについてはシルバーと行政が契約を結び、事業費の2割程度を部落負担でというようになり組みはできないか。

答 植田副町長

町としては工事の規模、内容、金額にもよるが、公共工事の品質確保の促進に関する法律や、町内の建設業者の事を考えるとシルバー人材センターに工事を請け負わす事は難しい。

問 23年度地域要望の排水路改修について、町の財政も考慮し部落も負担をすれば早期に解決するのではと考え、資材(生コン)補助を申請した。20万円の補助が付き、40mの予定が120mもできた。底を掘ったり、型枠等は部落の出役ではできずシルバー人材の経験者をお願いをして完成したが、部落の持ち出しの42万円は大きな額になり毎年の計画は無理。事業全体を町がやるとなると、中々順番がこなっていくのは、一部

福祉対策

ケアプラン

自己作成を

希望者には

情報提供を

問 町内で介護認定度4の高齢の親御さんを自宅介護されている方が、今でも厳しい保険料が24年度はさらに上がるとの新聞記事を読まれ、介護利用に毎月必要なケアプラン作成費を事業所に任すのではなく、自己作成で申請すれば保険料の値上げが少しでも抑えられるのではとの思いから役場に相談した。その際、「書類が複雑でなかなか難しい」と返答されたと聞くが、自己作成についていまいな説明を住民にすべきではないか。

答 矢野健康福祉課長

本人の状態把握が一番大事であり、またサービス業者との連絡調整が重要で基本は専門知識を有するケアマネージャーのプランが良いものと考えているが、希望者にはより良い情報提供をしていきたい。

地籍調査

説明責任があるのでは

再度説明したい

問 平成16年の地籍調査の際に、A氏とB氏の田が無番地なのに気づいた町担当職員が国有地にならないように一部登記済みのA氏の土地の番地に無番地部分の面積を加え、畦を境にして二筆に分筆登記を済ませた後、その内の一筆をB氏に名義変更することは話し合いされていたが、A氏

は「これは町が名義にしてくれたのだから、印鑑は貸さない」と言って名義変更に同意して頂けないと言う問題になっている。町は、A氏に対して名義変更する事が前提であった事についての説明責任があるのではないか。

答 武政まちづくり課長

個人の大切な財産に関わる事であり、町が実施した地籍調査で発生した新たな問題という事情なので、再度ご説明したい。



錦団地の部落事業(排水路改修)